



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

不登校対策の充実に向けた指針

令和6（2024）年7月

川崎市教育委員会

目 次

第1章	策定の趣旨	1
第2章	不登校対策の現状と課題	2
1	国の動向	2
2	本市における現状と分析	3
	(1) 不登校児童生徒数の推移等	
	(2) 不登校の要因	
	(3) 不登校児童生徒への支援状況等	
	(4) 不登校生徒本人へのアンケート調査	
3	これまでの取組と課題	14
	(1) 学校内における支援	
	(2) 学校外における支援	
第3章	不登校対策の基本的な考え方	29
1	基本方針	29
2	取組の方向性	29
	(1) 「チーム学校」による校内支援の充実	
	(2) 多様な教育機会の確保	
	(3) 関係機関との連携強化	

第1章 策定の趣旨

本市では、平成27年3月に、「第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プラン」（以下「かわさき教育プラン」という。）を策定し、今後、教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、基本理念を「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定めました。

また、「かわさき教育プラン」においては、基本目標として、「自主・自立」と「共生・協働」の2つの目標を定め、基本理念とともに令和7年度までの教育の指針となる考え方として掲げ、教育施策を推進しています。

かわさき教育プラン

<基本理念>

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

<基本目標>

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

これまで不登校¹に係る対策として、児童生徒一人ひとりの状況に応じて様々な取組を推進してきましたが、不登校児童生徒数が増加している現状等を踏まえ、これまでの取組を改めて見直し、教育委員会だけではなく、関係する市長事務部局や関係機関・団体とも連携を図りながら、総合的な不登校対策の実施に向けた取組を進めていくことが重要であると考えました。

この「不登校対策の充実に向けた指針」（以下「本指針」という。）は、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしながら、社会的自立を後押しすることができるよう、本市の不登校対策を総合的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

本指針の策定後については、関係機関等と連携しながら、本指針に基づき、不登校対策を推進するとともに、必要な検討や取組の効果検証を行いながら、次期「かわさき教育プラン」において具体的な施策を位置付けることとします。

¹ 「不登校」は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒のうち、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」と定義されている。

第2章 不登校対策の現状と課題

1 国の動向

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」²（以下「文部科学省「問題行動等調査」」という。）における不登校児童生徒数は、近年、全国的に増加しており、生徒指導上の課題となっています。

平成 28 年に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28 年法律第 105 号。以下「教育機会確保法」という。）が公布され、同法において、国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策等が規定されました。

平成 29 年には、教育機会確保法第 7 条の規定³を受け、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成 29 年 3 月 31 日文部科学大臣決定）が策定され、同指針において、「不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である」ことなどが示されました。

また、令和元年には、不登校児童生徒への支援の在り方について取りまとめた「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号）が発出され、「不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること」といった支援の視点等が示されました。

さらに、令和 5 年には、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」が取りまとめられ、不登校対策の一層の充実に取り組むこととされています。

² 生徒指導上の諸課題の現状を把握することにより、今後の施策の推進に資することを目的に、文部科学省において毎年実施される調査のこと。

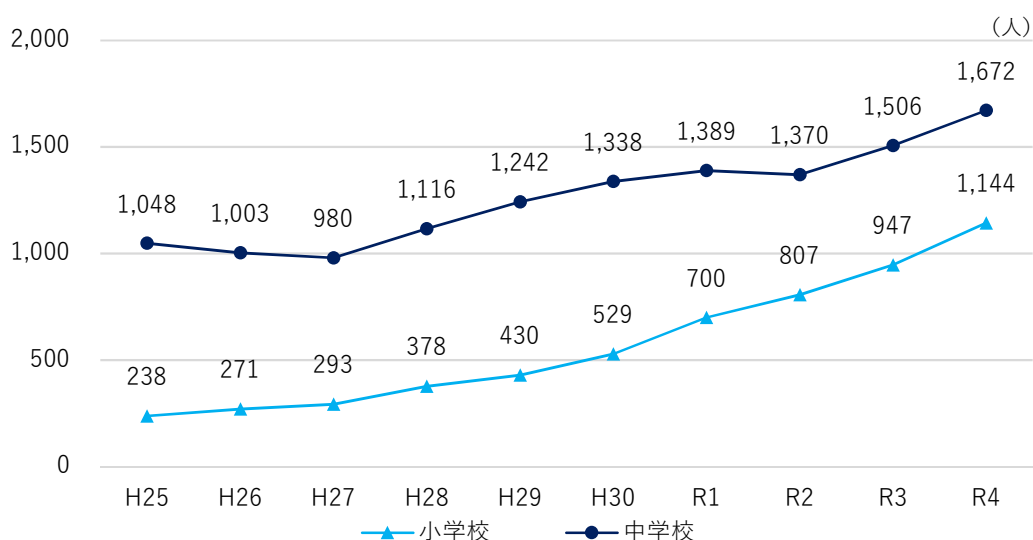
³ 「文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めるものとする。」

2 本市における現状と分析

(1) 不登校児童生徒数の推移等

本市においては、近年、小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加しており、令和4年度の「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」⁴（以下「川崎市問題行動等調査」という。）における不登校児童生徒数は、小学校では1,144人、中学校では1,672人となり、ともに過去最多となっています（図1）。

図1 川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数の推移



※資料：「川崎市問題行動等調査」

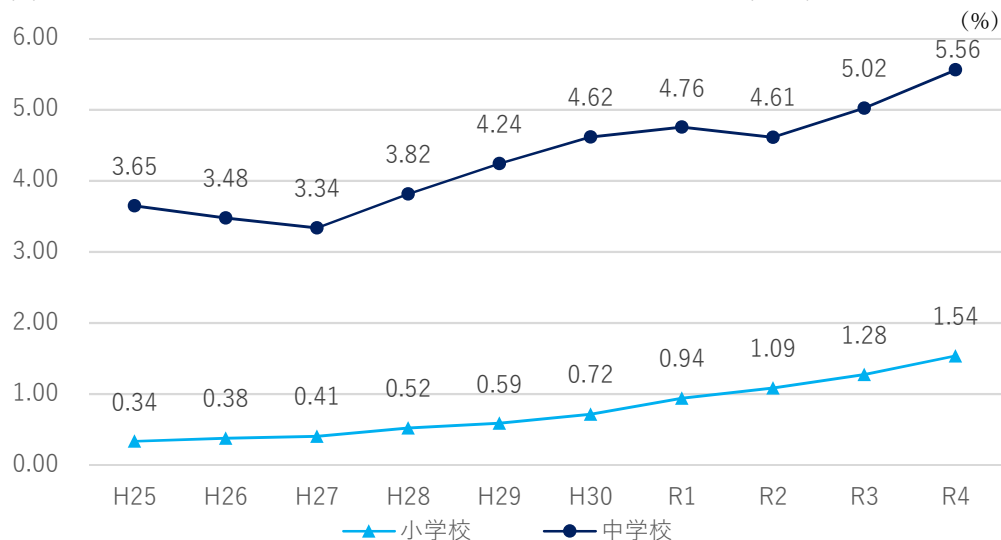
不登校児童生徒の出現率についても増加傾向にあり、令和4年度は、小学校で1.54%、中学校では5.56%となっています（図2）。

これは、小学校35人学級、中学校40人学級で換算すると、小学校では2学級に約1人、中学校では1学級に約2人、不登校児童生徒が在籍していることになります。

また、本市の出現率を全国の平均と比較した場合、ほぼ同水準で推移しています（図3）。

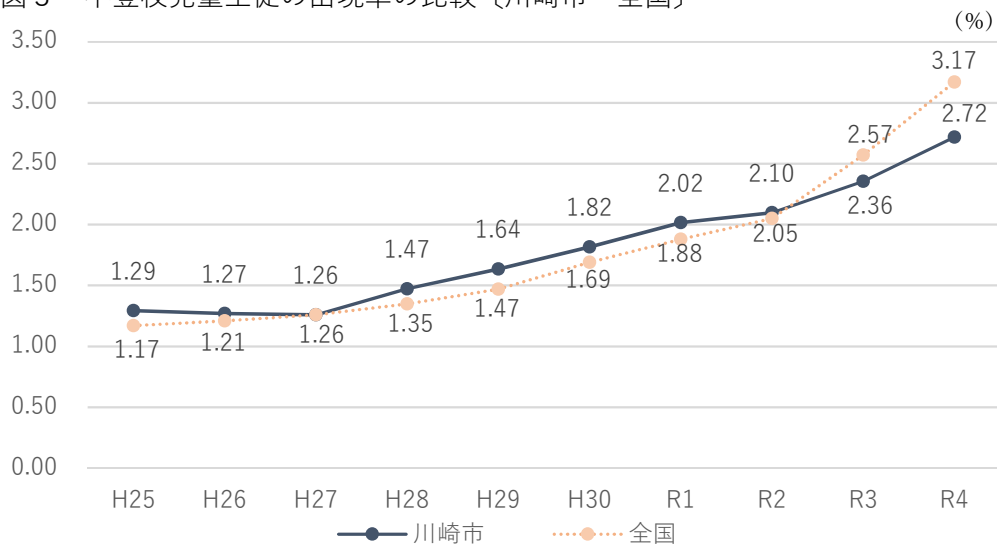
⁴ 文部科学省「問題行動等調査」に併せ、神奈川県が実施する「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたもの

図2 川崎市立小・中学校における不登校児童生徒の出現率の推移



※資料：「川崎市問題行動等調査」

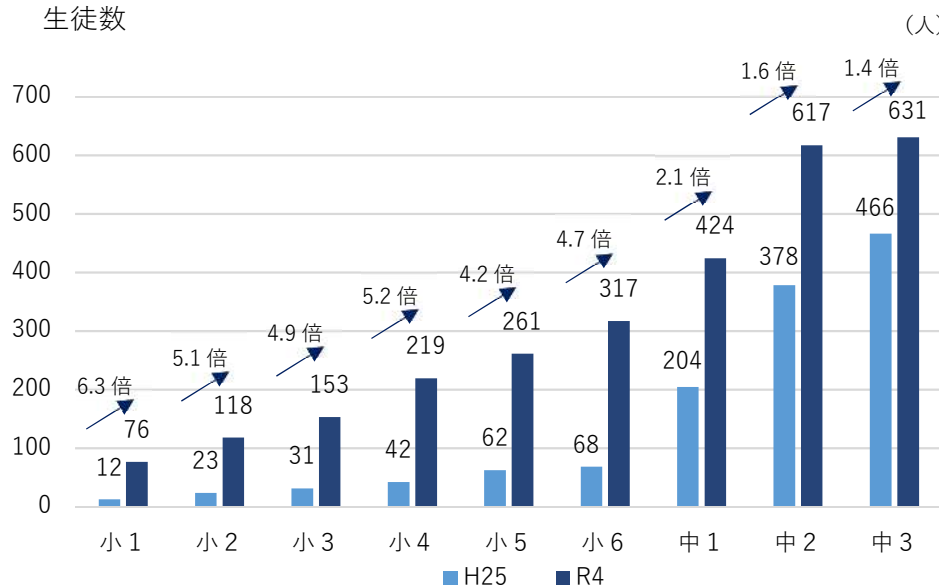
図3 不登校児童生徒の出現率の比較〔川崎市・全国〕



※資料：「川崎市問題行動等調査」及び文部科学省「問題行動等調査」

学年別でみた場合、学年が上がるにしたがい、不登校児童生徒数が増加しています。平成25年度と令和4年度の不登校児童生徒数を比較した場合、小学校段階での増加の割合が大きくなっており、特に小1の不登校児童数は、6.3倍と、全ての学年の中で最も増加率が高くなっています（図4）。

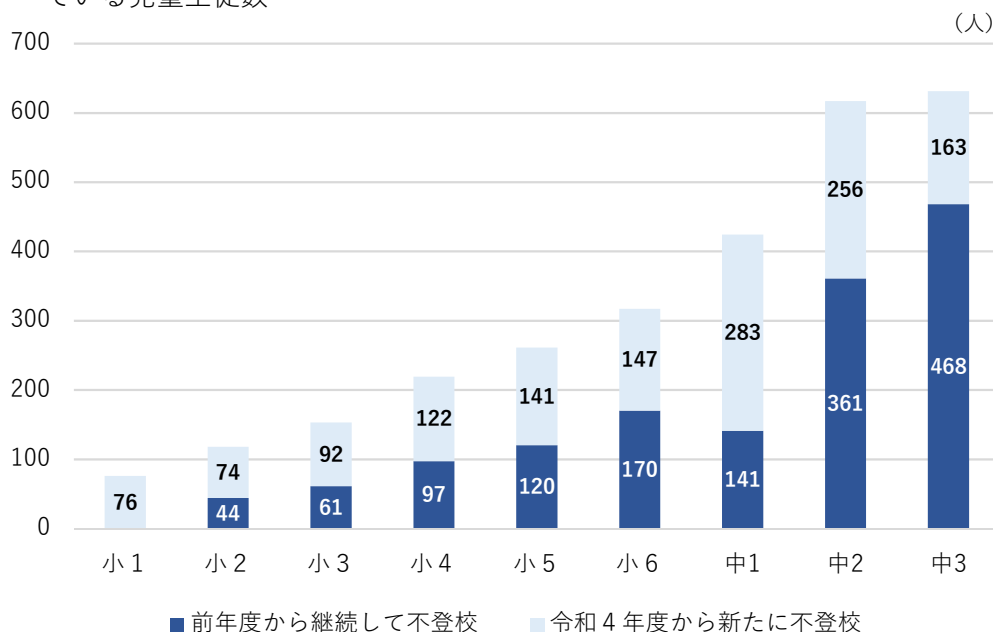
図4 平成25年度・令和4年度 川崎市立小・中学校における学年別不登校児童生徒数



※資料：「川崎市問題行動等調査」

また、学年が上がるにしたがい、前年度から継続して不登校となっている児童生徒数が増加する傾向がありますが、特に中1においては、新たに不登校になる生徒が多くなっています（図5）。

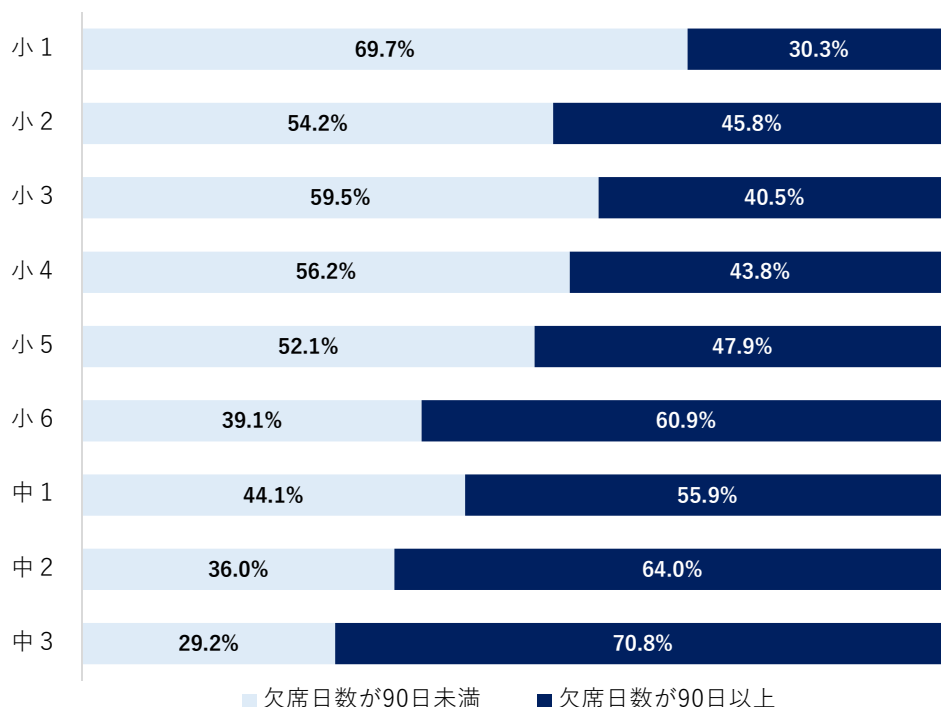
図5 令和4年度 川崎市立小・中学校における不登校の状態が前年度から継続している児童生徒数



※資料：「川崎市問題行動等調査」

年間 90 日以上欠席する児童生徒についても、学年が上がるにしたがい、増加する傾向があります（図 6）。

図 6 令和 4 年度 川崎市立小・中学校における 90 日以上欠席の学年別不登校児童生徒の割合



※資料：「川崎市問題行動等調査」

なお、日本財団が平成 30 年に実施した「不登校傾向にある子どもの実態調査」において、「30 日以上欠席している不登校生徒の約 3 倍の生徒が、年間欠席日数 30 日未満だが不登校傾向にあると推定される」と報告されており、本市においても「川崎市問題行動等調査」で把握している不登校児童生徒数以上に、支援を要する児童生徒がいると考えられます。

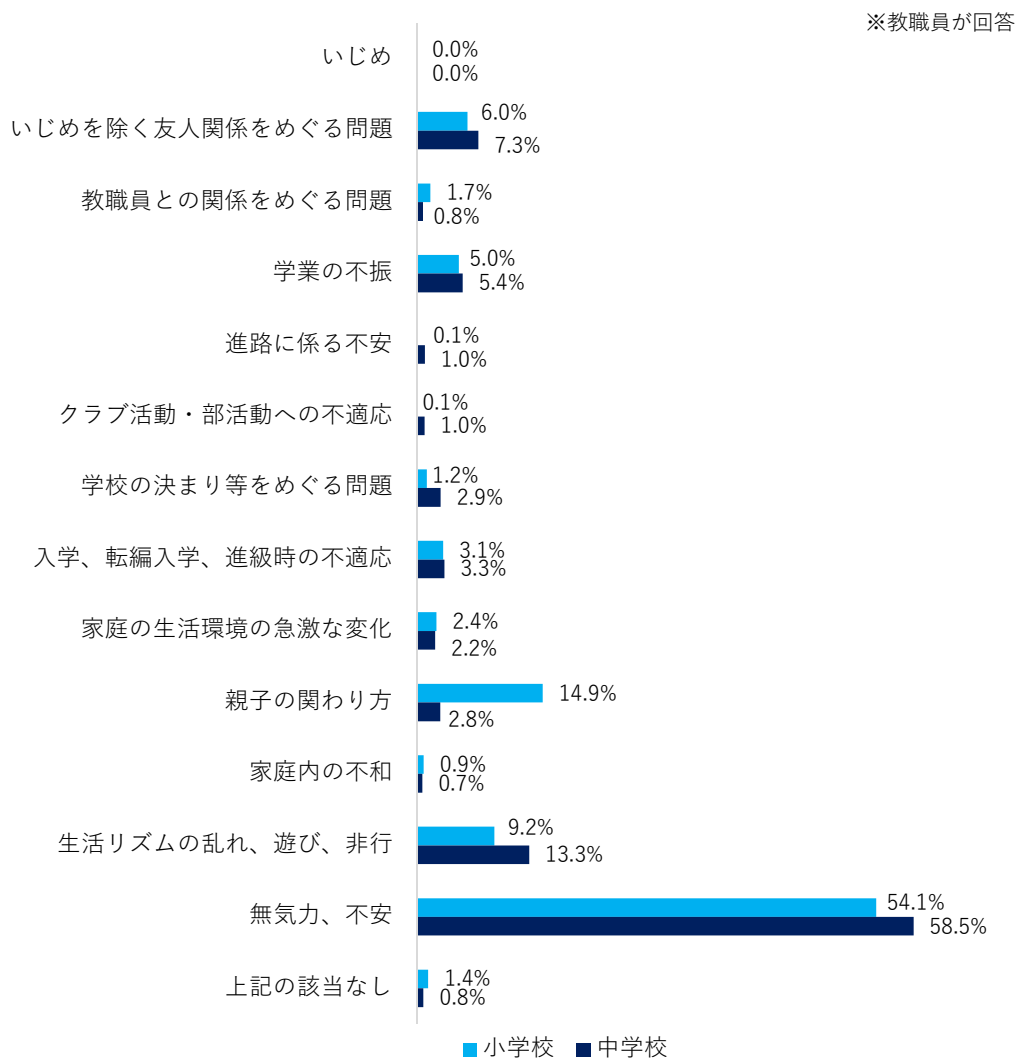
（２）不登校の要因

「川崎市問題行動等調査」によれば、不登校の要因の「主たるもの」として、小・中学校とも「無気力、不安」が最も多く挙げられています（図 7）。

また、小・中学校ともに、「生活リズムの乱れ」が多く挙げられています。近年は、コロナ禍に伴う生活様式の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、様々な活動に制限がある中で交友関係を築くことが難しく、登校する意欲が湧きにくい状況があったこと等も背景としてあるものと考えられます。

なお、「川崎市問題行動等調査」は、教職員が回答する調査であり、不登校の要因についても不登校児童生徒本人が回答したものではないことに留意する必要があります。

図7 令和4年度 川崎市立小・中学校における不登校の要因（主たるもの）

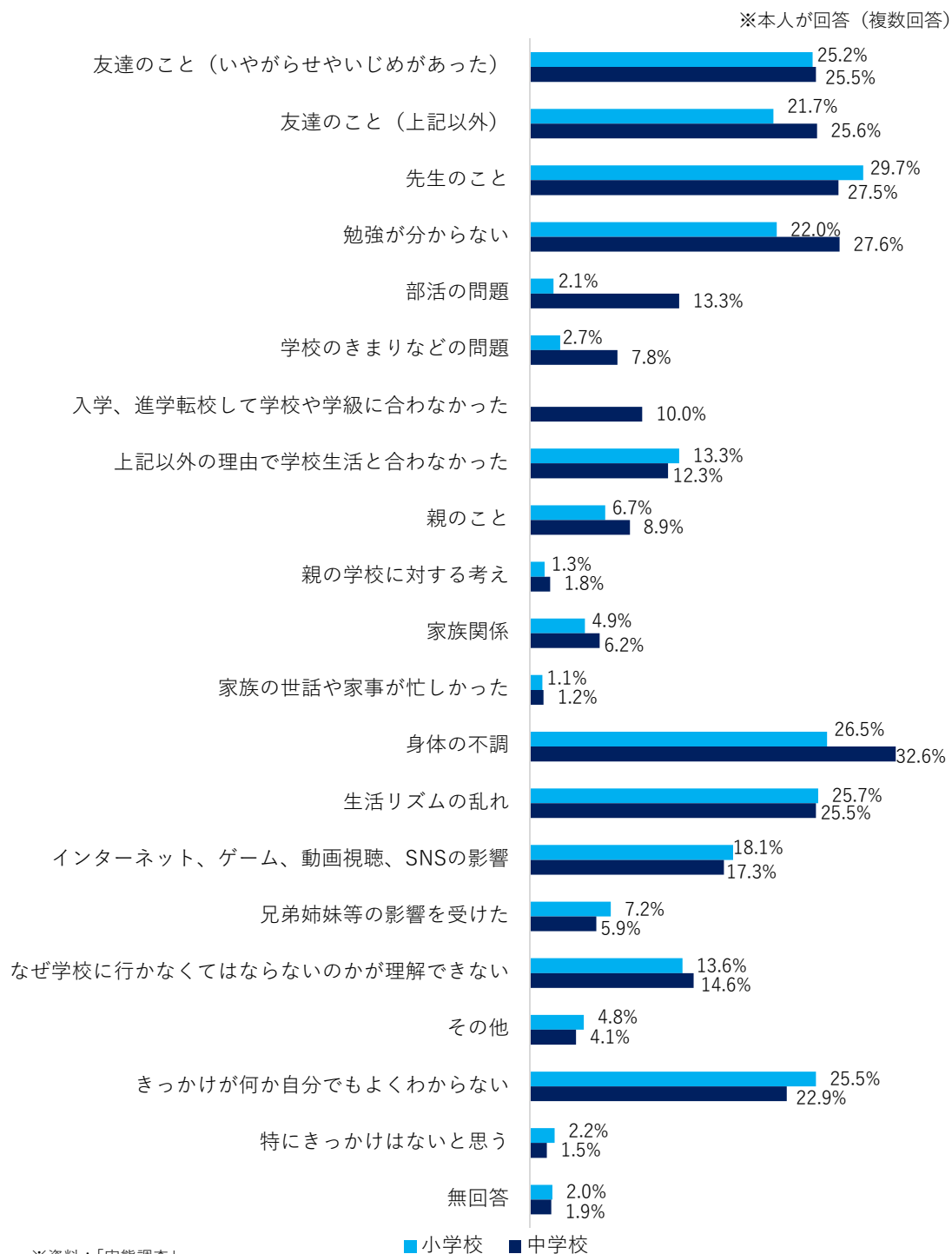


※資料：「川崎市問題行動等調査」

一方、文部科学省が不登校児童生徒及びその保護者に対して直接調査を実施した「令和2年度 不登校児童生徒の実態把握に関する調査」（以下「実態調査」という。）においては、「最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」として、学校に関することや家庭に関すること、また、本人に関することなど、複雑で多様な要因が不登校の背景にあることが明らかになりました（図8）。

また、小・中学校とも約3割の不登校児童生徒が「先生のこと」を「最初に行きづらいつと感じ始めたきっかけ」として捉えています。

図8 〔全国〕最初に行きづらいつ感じ始めたきっかけ



「実態調査」においては、「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」についても調査しています。それによれば、小・中学校とも「勉強が分からない」が最も多く挙げられています（表1）。

また、実態調査では、不登校のきっかけと、その後、学校に行きづらくなる理由は必ずしも一致しないことが明らかになりました。

表1 〔全国〕最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由 ※本人が回答（複数回答）

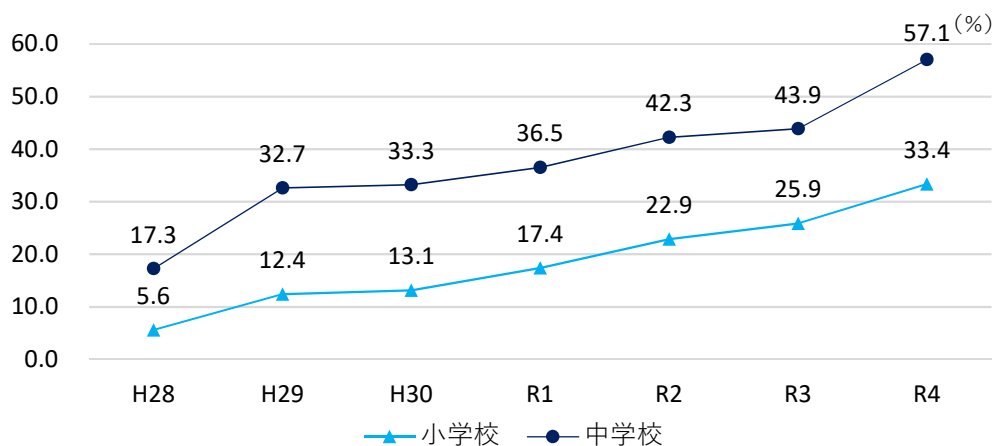
	第1位	第2位	第3位
小学校	勉強が分からない ・授業がおもしろくなかった ・テストの点がよくなかった ・成績がよくなかった など 31.4%	先生のこと ・先生と合わなかった ・先生が怖かった ・体罰があった など 27.0%	生活リズムの乱れ ・朝起きられなかった など 27.0%
中学校	勉強が分からない ・授業がおもしろくなかった ・テストの点がよくなかった ・成績がよくなかった など 41.8%	生活リズムの乱れ ・朝起きられなかった など 34.9%	友達のこと ・「いやがらせやいじめがあった」以外 32.9%

※資料：「実態調査」

（3）不登校児童生徒への支援状況等

本市では、不登校児童生徒への支援として、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けることができる体制を整えています。しかし、「川崎市問題行動等調査」によれば、本市において、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒⁵の割合は増加しており、令和4年度は、小学校で約3割、中学校で約6割となっています（図9）。

図9 学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒の割合の推移



⁵ 「学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない不登校児童生徒」には、校内の別室指導や学級担任による家庭訪問等の支援を受けている児童生徒も含まれている。

専門的な相談・指導を受けた学校内外の機関等の内訳をみた場合、小・中学校とも「スクールカウンセラー⁶・相談員等による専門的な相談」が最も多く、約2割の不登校児童生徒が相談・指導等を受けています（表2）。

また、全国の状況と比較した場合、中学校では、学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けていない生徒の割合が全国平均より高くなっています。

表2 令和4年度 学校内外の機関等で専門的な相談・指導を受けた人数等

(人)

	小学校			中学校		
	川崎市	割合	(参考)全国	川崎市	割合	(参考)全国
	1,144	—	—	1,672	—	—
相談・指導等を受けた人数	762	66.6%	65.1%	718	42.9%	60.0%
学校外の機関等で相談・指導等を受けた人数	600	52.4%	38.0%	413	24.7%	32.7%
①教育支援センター（適応指導教室）	78	6.8%	7.7%	48	2.9%	8.9%
②教育委員会及び教育センター等教育委員会 所管の機関（①を除く）	180	15.7%	10.6%	107	6.4%	6.2%
③児童相談所、福祉事務所	147	12.8%	5.2%	94	5.6%	3.8%
④保健所、精神保健福祉センター	17	1.5%	0.6%	8	0.5%	0.4%
⑤病院、診療所	183	16.0%	14.0%	118	7.1%	12.9%
⑥民間団体、民間施設	57	5.0%	5.3%	54	3.2%	3.3%
⑦上記以外の機関等	43	3.8%	2.6%	50	3.0%	1.8%
学校内で相談・指導等を受けた人数	326	28.5%	46.4%	428	25.6%	42.5%
⑧養護教諭による専門的な指導を受けた人数	58	5.1%	17.7%	121	7.2%	17.1%
⑨スクールカウンセラー、相談員等による専 門的な相談を受けた人数	282	24.7%	36.2%	356	21.3%	31.7%
上記①～⑨による相談・指導等を受けていない人数	382	33.4%	34.9%	954	57.1%	40.0%

※資料：「川崎市問題行動等調査」及び文部科学省「問題行動等調査」

※①～⑨は複数回答のため、「学校外の機関等で相談・指導等を受けた人数」及び「学校内で相談・指導等を受けた人数」とは一致しない。

⁶ 「スクールカウンセラー」とは、児童生徒に対する相談や保護者及び教職員に対する相談、事件・事故の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、心理業務に従事する心理の専門職のこと。

(4) 不登校生徒本人へのアンケート調査

不登校生徒本人の状況やニーズを把握するため、令和4年度、市立中学校に在籍する不登校又は不登校の傾向にある生徒に対し、表3のとおり「多様な学びの場づくりに向けたアンケート調査」（以下「アンケート」という。）を実施しました。

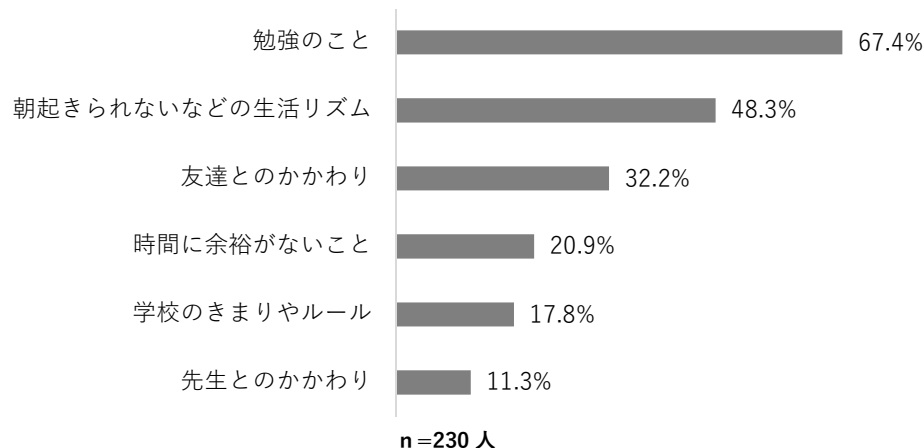
表3 「アンケート」の概要

①調査内容	不登校生徒の本人の状況やニーズについて
②調査対象	市立中学校に在籍する不登校又は不登校傾向にある生徒
③回答者数	230人
④回答方法	学校及びゆうゆう広場、フリースペースえんからアンケート調査用紙を配布し、無記名で回答（選択項目に当てはまるものがあれば3つまで選択）
⑤調査期間	令和4年11月～12月

「悩んだり、困ったりしていること」の設問に対する回答では、「勉強のこと」が最も多く、次いで「朝起きられないなどの生活のリズム」が多く選択されました（図10）。

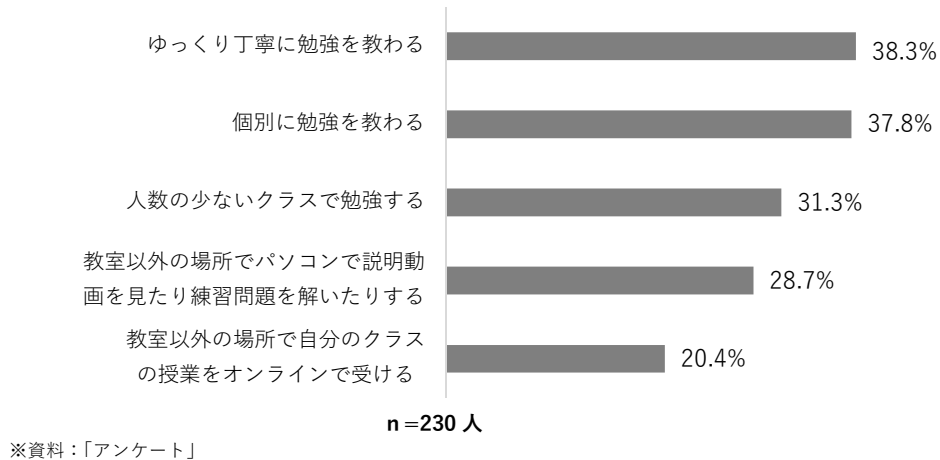
「学校でやってみたい勉強方法」の調査項目に対する回答では、「ゆっくり丁寧に勉強を教わる」が最も多く、次いで「個別に勉強を教わる」が多く選択されました（図11）。

図10 悩んだり、困ったりしていること



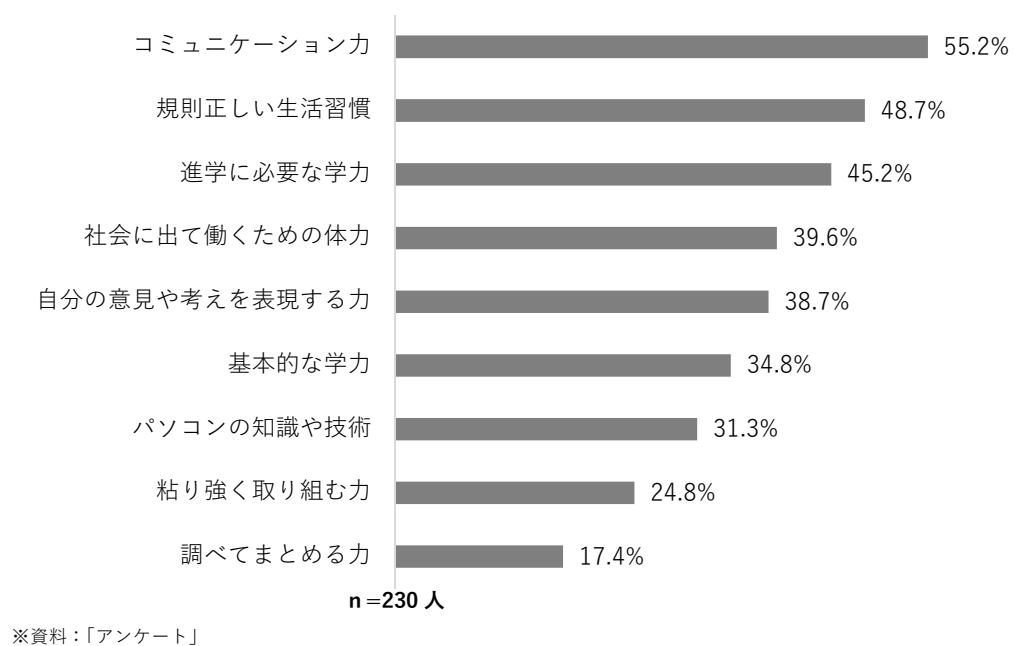
※資料：「アンケート」

図11 学校でやってみたい勉強方法



「これから身に付けたいこと」の調査項目に対する回答では、「コミュニケーション力」が最も多く、次いで「規則正しい生活習慣」、「進学に必要な学力」が多く選択されました（図12）。

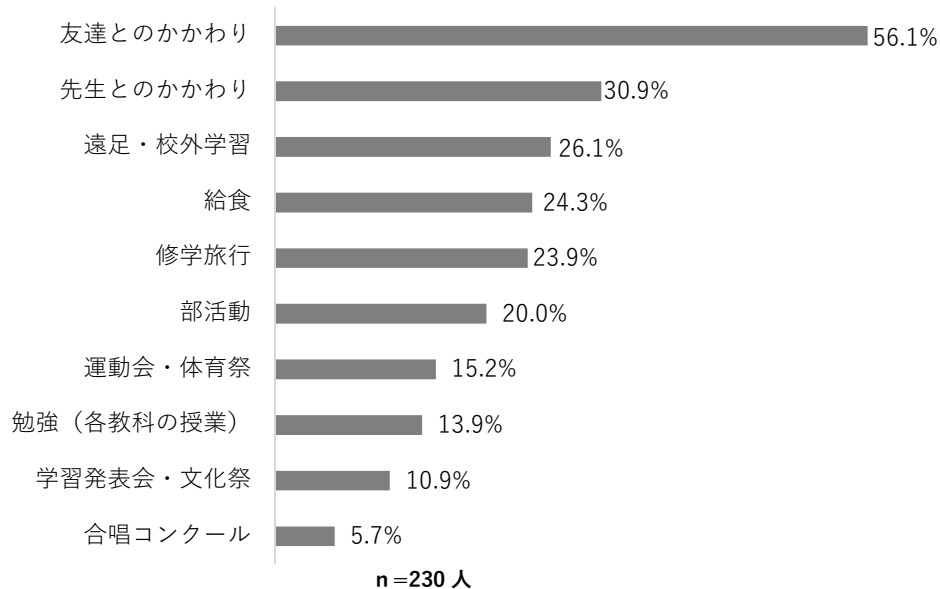
図12 これから身に付けたいこと



「学校生活で楽しいこと・楽しかったこと」の調査項目に対する回答では、「友達とのかかわり」が最も多く、次いで「先生とのかかわり」が多く選択されました（図13）。

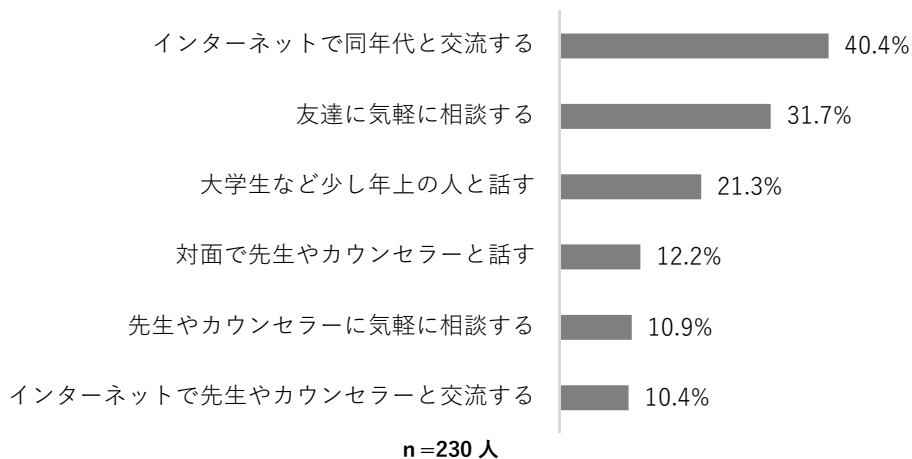
また、「学校外でやれたらいいと思う人とののかかわり」の調査項目に対する回答では、「インターネットで同世代と交流する」ことが最も多く選択されました（図14）。

図13 学校生活で楽しいこと・楽しかったこと



※資料：「アンケート」

図14 学校外でやれたらいいと思う人とののかかわり



※資料：「アンケート」

3 これまでの取組と課題

(1) 学校内における支援

ア 担任等による丁寧な指導

取組内容

担任等の教職員は、日頃から児童生徒一人ひとりの言葉に耳を傾けるとともに、学級活動や学校行事、児童会・生徒会活動といった特別活動等を通して、児童生徒が主体的に相互のつながりを深め、社会性を身に付けられるよう、様々な取組を推進しています。

また、児童生徒の学校生活のうち多くの時間を占める授業においては、全ての児童生徒が「分かる」ことをめざして、「個別最適な学び」⁷と「協働的な学び」⁸を一体的にした学習活動の充実を図っています。

課題

不登校児童生徒の中には、「実態調査」でも明らかになったように(表1)、学習のつまずきが不登校の大きな要因となっている場合があります。授業のねらいが明確ではないことや授業の学習内容が難しすぎることで、授業の進度が早すぎるなどにより、授業が苦痛となり、学習意欲や自信を失い、場合によっては登校意欲を失うことがあります。全ての児童生徒が、学習の見通しが持てる手立てや授業の中で参加・活躍できる手立てを取ることが重要であり、習熟の程度に応じたきめ細かな指導や学習内容の確実な定着に向けた丁寧な指導等を通して、全ての児童生徒が「分かった」と実感できる授業づくりが求められています。

また、「実態調査」においても明らかになったとおり、一定の割合で教職員の対応により不登校となった事例があります。全ての教職員及び学校関係者がこのことを認識し、改めて児童生徒一人ひとりと丁寧に信頼関係を構築していく必要があります。

さらに、教職員が児童生徒一人ひとりにしっかりと向き合うためにも、教職員の働き方・仕事の進め方改革を着実に進める必要があります。

⁷ 「個別最適な学び」とは、学習者視点から「指導の個別化」(教師が支援の必要な子どもにより重点的な指導を行うことなどで効果的な指導を実現することや子ども一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなど)と「学習の個性化」(教師が子ども一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子ども自身で学習が最適となるよう調整すること)を整理した概念のこと。

⁸ 「協働的な学び」とは、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士であるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成すること。

イ かわさき共生＊共育プログラム

取組内容

市立学校において、児童生徒の社会性の育成や豊かな人間関係づくり、人間関係によるトラブルの未然防止を目的として、平成22年度から、年間6時間のエクササイズと年間3回の効果測定を標準とする「かわさき共生＊共育プログラム」を実施してきました（高等学校・特別支援学校は、実態に応じて実施）（図15・16）。

令和5年度からは、「かわさき共生＊共育プログラム」に、「SOSの出し方・受け止め方教育」⁹を年間1時間追加し、年間計画に位置付けることで、自分の心を理解して、早期に問題を認識する力や相談する力の育成に努めています。

また、より効果的な取組とするため、新たなエクササイズの開発や効果測定の妥当性について、学識経験者による検証や効果測定のためのアンケートの質問項目を修正するなど、見直しを図りながら取組の充実に努めています。

図15 「かわさき共生＊共育プログラム」の取組イメージ



図16 「かわさき共生＊共育プログラム」の年間実施計画例



課 題

今後も、児童生徒の社会性の育成等を適切に進めるためには、社会環境の変化や児童生徒の発達段階に的確に対応したプログラムを実施する必要があります。

⁹ 児童生徒が日常的なストレスや不安を解消し、自分らしく生き抜いていくために必要な力として、自分の心の健康状態を理解して早期に問題を認識する力や、援助希求の態度（相談する力）の促進を図ることを目的とした取組

また、「かわさき共生＊共育プログラム」を十分に活用するためには、全ての教職員が同プログラムの趣旨を理解し、適切な手法で指導の中に取り入れる必要があります。

さらに、全ての学校において、効果測定の結果を十分に分析するとともに、児童生徒への対応や日常の教育活動につなげていく必要があります。

ウ 「チーム学校」による支援

取組内容

各学校においては、校長によるリーダーシップのもと、支援教育コーディネーター¹⁰を中心とした教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー¹¹等の専門職等が連携し、児童生徒や保護者を学校全体で支援しています。

また、不登校児童生徒の増加等に伴う学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、心理の専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置又は定期派遣を進めています。

課 題

全ての教職員が不登校児童生徒に対する理解を深め、教育相談のスキルを高める必要があります。特に、児童生徒の小さな変化を的確に捉えるとともに、児童生徒からのＳＯＳを確実に受け止めることが求められます。

また、全ての学校において、スクールカウンセラー等専門職を含む「チーム学校」で不登校児童生徒一人ひとりのアセスメントを行い、それぞれの状況や必要な支援等を整理し、適切な支援につなげていくことが求められています。不登校児童生徒一人ひとりの情報については、進級・進学の際にも適切に引き継ぐ必要があります。

さらに、不登校児童生徒の課題が長期化・固定化してからスクールカウンセラーにつながるケースがあることから、スクールカウンセラーの効果的な活用方法について、各学校に周知を行う必要があります。

¹⁰ 「支援教育コーディネーター」とは、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、小学校では児童指導や教育相談の機能を併せもち、児童支援活動の中核を担う教員、中学校では教育相談の機能を併せもち、生徒指導担当と協働しながら、校内支援体制の中核を担う教員のことをいう。

¹¹ 「スクールソーシャルワーカー」とは、いじめ・不登校、児童虐待、暴力行為等の諸問題の解決に向け、学校だけでは対応が困難な事例に対して、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働きかけを行い、関係機関等と連携して支援を行う社会福祉士などの資格を持つ専門職のことをいう。

エ 別室指導

取組内容

各学校の実情に応じて、自分の教室に入りづらい児童生徒に対し、学校内に教室以外の学習室等を設けて、自分のペースで学習等の活動を行う別室指導の取組を行っています。

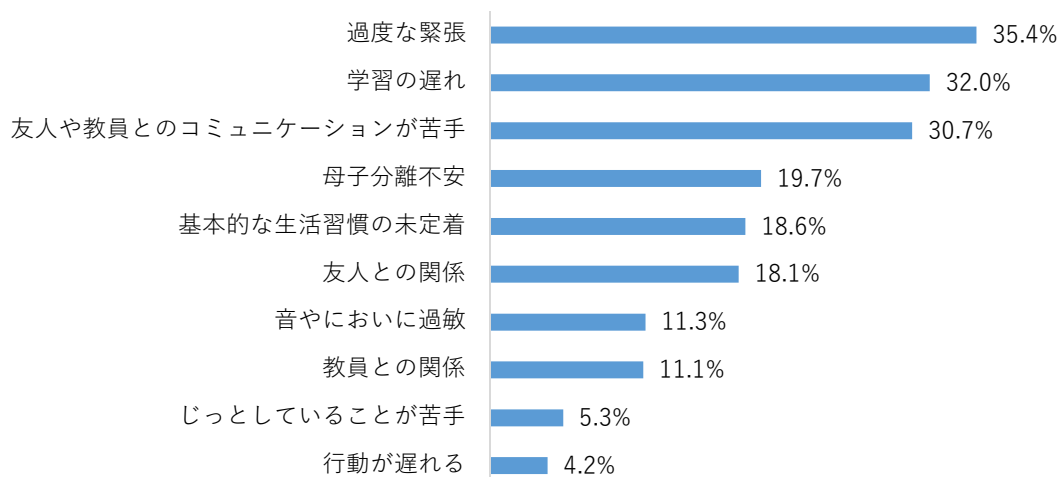
本市では、令和4年度、別室指導に関する状況を把握するために、市立小・中学校に対して、表4のとおり「別室指導に関する調査」（以下「別室調査」という。）を実施しました。

表4 「別室調査」の概要

①調査内容	令和3年度の市立小・中学校の別室指導の状況について
②調査対象	市立小・中学校（166校）
③回答方法	ウェブアンケートによる回答
④調査期間	令和4年7月～8月

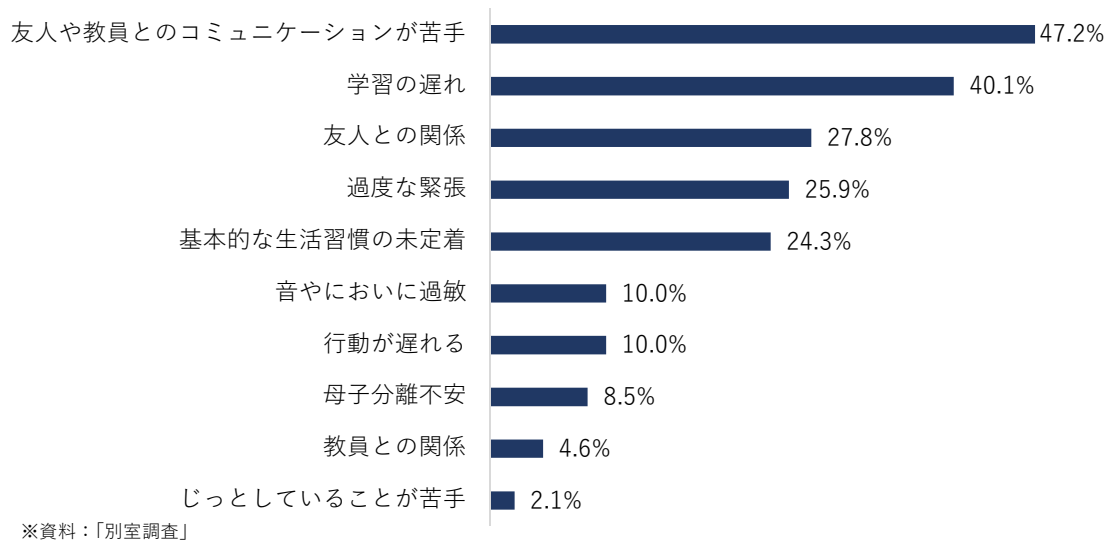
「別室指導による支援を受けた児童生徒の様子」の設問に対する回答では、小学校では「過度な緊張」が最も多く、次いで、「学習の遅れ」が多く選択されました。中学校では「友人や教員とのコミュニケーションが苦手」が最も多く、次いで「学習の遅れ」が多く選択されました（図17・18）。

図17 〔小学校〕別室指導による支援を受けた児童生徒の様子



※資料：「別室調査」

図18 〔中学校〕別室指導による支援を受けた児童生徒の様子



「別室指導で改善したこと、改善が期待できそうなこと」の設問に対する回答では、小・中学校ともに、「登校への不安・緊張」が最も多く、次いで、「悩みの相談やSOSの発信」が多く選択されました（図19・20）。

図19 〔小学校〕別室指導で改善したこと、改善が期待できそうなこと

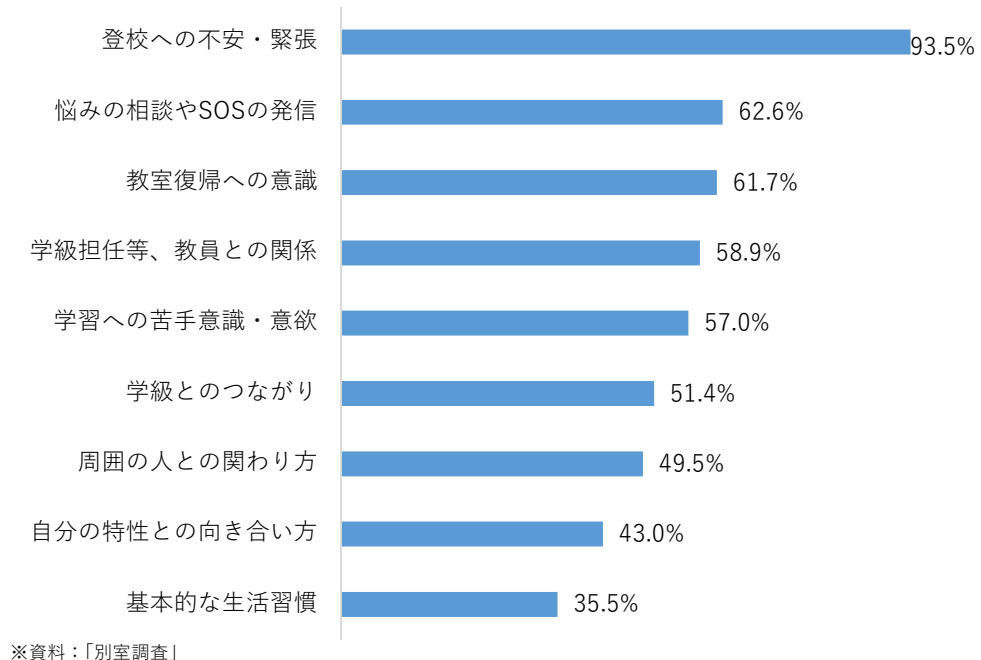
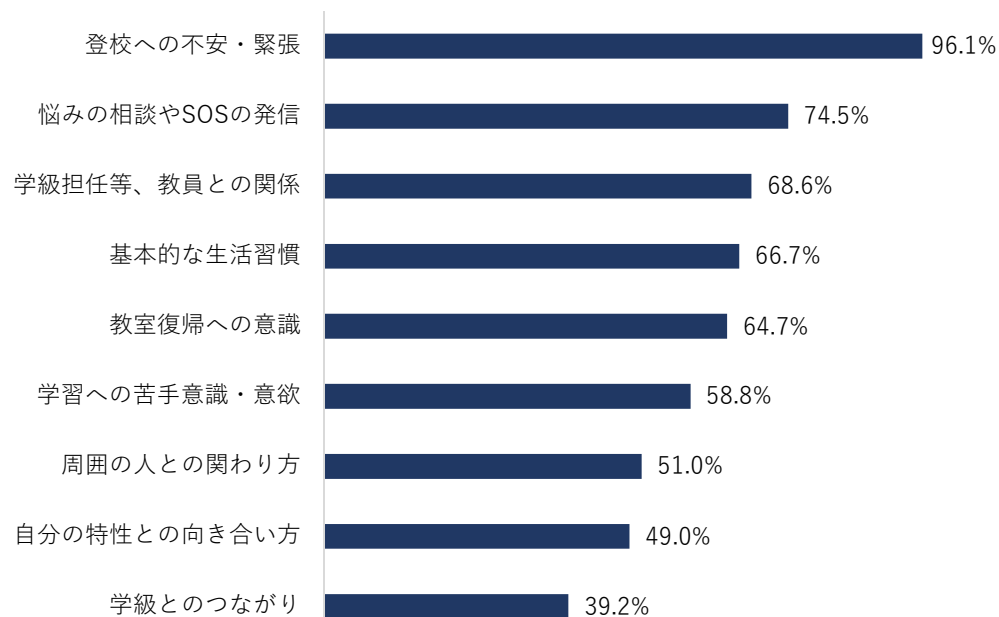


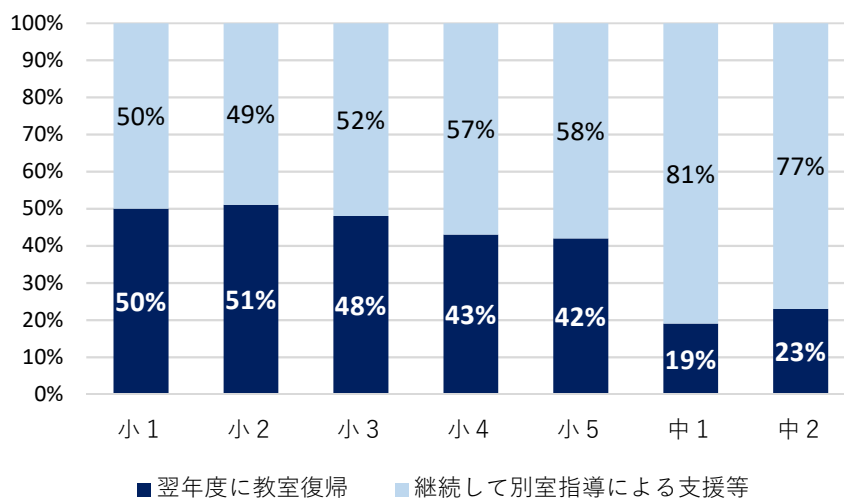
図20 「中学校」別室指導で改善したこと、改善が期待できそうなこと



※資料：「別室調査」

教室復帰の人数に関する設問については、小学校では、別室指導を受けた約半数が、翌年度、教室に復帰するなど、その効果は高いと考えられます（図21）。

図21 別室指導による支援を受けた者のうち翌年度教室復帰した割合



※資料：「別室調査」

課 題

「別室調査」における「別室指導で課題と考えていること」の設問項目に対する回答では、小学校では「別室設置のための担当教員の配置」が、中学校では「担当教員の授業時数調整」がそれぞれ最も多く選択されました（図22・23）。小・中学校ともに、別室指導を行う人材に関することを一番の課題として捉えているということが明らかになりました。

また、中学校では、約7割が別室指導の学習内容とその評価の在り方を課題と捉えています（図23）。

さらに、小・中学校ともに、一部の学校では、別室指導を行う部屋の確保や指導を行う部屋の環境面を課題として挙げています（図22・23）。

図22 〔小学校〕別室指導で課題と考えていること

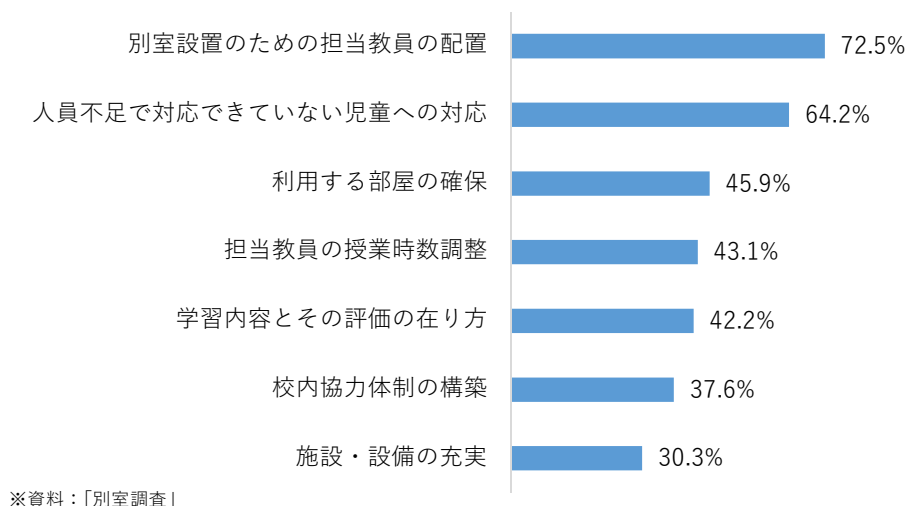
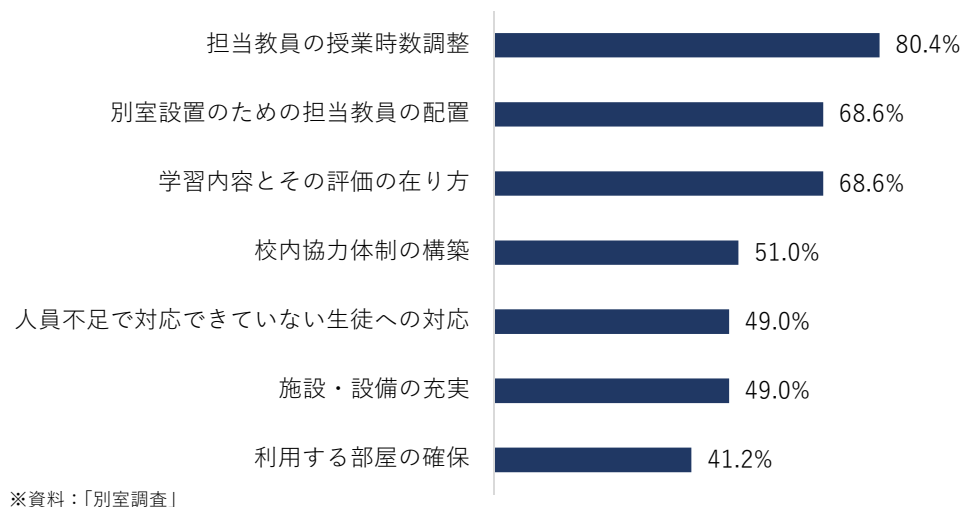


図23 〔中学校〕別室指導で課題と考えていること



オ 義務教育段階終了後の不登校対策

取組内容

小・中学校で不登校を経験した多くの生徒は、義務教育を終え、それぞれの道を選択し、新たなスタートを切ることになります。

特に、高等学校定時制課程においては、義務教育段階で不登校を経験した生徒が多く在籍しており¹²、新たな環境の中で、学習や部活動に取り組んでいます。

高等学校等においても、校長のリーダーシップのもと、スクールカウンセラー等の専門職と連携しながら、生徒一人ひとりに対して必要な支援を実施しています。

また、市立高等学校定時制課程においては、定時制生徒自立支援事業として、いわゆる「居場所カフェ」を開設し、キャリアサポート等を行うスタッフが、高校生を見守り、相談に乗る取組も行っています。

さらに、義務教育段階終了後の学び直しの場合として、市内中学校1校に設置している夜間学級を活用しています。

課 題

高等学校等においても、不登校状態の生徒が在籍していることから、引継ぎ支援の充実に努める必要があります（表5）。

特に、義務教育段階で不登校だった生徒が、中学校卒業後に支援が切れてしまわないよう、本人の意向や個人情報の保護等に留意しつつ、必要な支援の内容等が適切に引き継がれるようにする必要があります。

また、悩みを抱えたときに安心して相談できる環境づくりを進めていく必要があります。

表5 市立高等学校における不登校生徒数（令和3年度間）（人）

	全日制	（普通科）	（専門学科）	定時制	（普通科）	（専門学科）
不登校生徒数	13	6	7	25	25	0
不登校生徒の出現率	0.36%	0.29%	0.45%	4.29%	4.98%	-

※資料：「年刊 教育調査統計資料 No.49 令和3（2021）年度」、「年刊 教育調査統計資料 No.50 令和4（2022）年度」

¹² 平成29年度文部科学省委託事業「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」（平成30年2月、公益財団法人全国高等学校定時制通信制教育振興会）によれば、定時制において「小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒」は、39.1%となっている。

(2) 学校外における支援

ア ゆうゆう広場

取組内容

ゆうゆう広場は、本市の教育支援センター¹³として、市内6か所に設置しています（図24）。

ゆうゆう広場では、様々な要因により、登校したくてもできない状態にある児童生徒に対して、自主性を育み、人間関係の適応性を高め、在籍校への復帰や社会的自立をめざすため、多様な体験活動等の取組を行っています。

具体的には、教科の自習学習を行う「学習タイム」やスポーツや体験活動などを行う「ふれあいタイム」などの活動を行うとともに、月に2回程度、社会見学で外に出かけるなど、不登校児童生徒に不足しがちな体験活動を行っています（表6）。

図24 ゆうゆう広場の設置状況



表6 ゆうゆう広場の日程表

時間	プログラムの内容
9:30～9:40	朝の連絡
9:40～10:20	学習タイム（教科の自習学習活動）※自分で学習したい内容や方法を考える
10:30～12:00	ふれあいタイム（創作・表現活動、スポーツ、体験活動など）
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～13:40	ゆったりタイム（自主活動）
13:40～14:00	一日の振り返り
14:00～15:00	マイ・タイム（残って学習などに取り組む時間）

¹³ 「不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう」（文部科学省（令和5年5月）『「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」結果』）

課 題

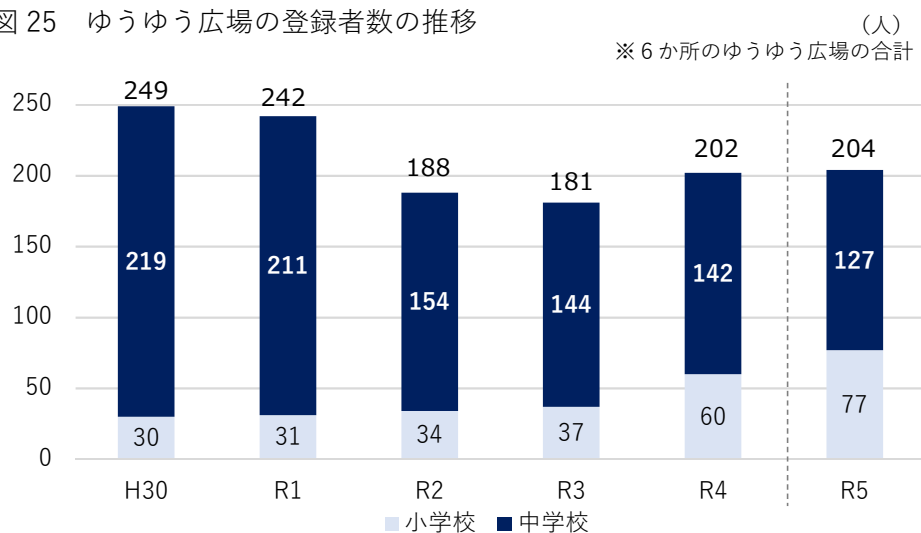
ゆうゆう広場は、「かわさき教育プラン」において、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所として位置付けており、学校外の学びの場・居場所としての役割があるものの、不登校児童生徒数の増加に反して、中学生の登録者が減少傾向にあります（図 25）。また、1 日当たりの平均利用者数も減少傾向にあります（図 26）。

前述した「アンケート」（p.11 参照）において、ゆうゆう広場の利用者の回答を分析したところ、約 7 割が勉強のことで困っているという結果となりましたが（図 27）、現在のゆうゆう広場では自習学習が中心であり、一人ひとりに応じた学習支援については行われていないなど、ゆうゆう広場が提供するプログラムが現在の不登校児童生徒のニーズに合っていない部分があると考えています。

今後、不登校児童生徒及びその保護者のニーズを踏まえながら、ゆうゆう広場の機能を改変していく必要があります。

また、市長事務部局等が所管する類似機能・施設との役割分担の整理や地域の不登校対策の拠点としての機能¹⁴など、本市の状況を踏まえながら、検討を進める必要があります。

図 25 ゆうゆう広場の登録者数の推移



※川崎市調べ。令和 5 年度は、令和 5 年 12 月末日時点の数字

¹⁴ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）」（令和 5 年 3 月、文部科学省）においても「教育支援センターには、不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながるができるようにするための支援等を行うことが期待されること」とされている。

図 26 ゆうゆう広場の1日当たりの平均利用者数

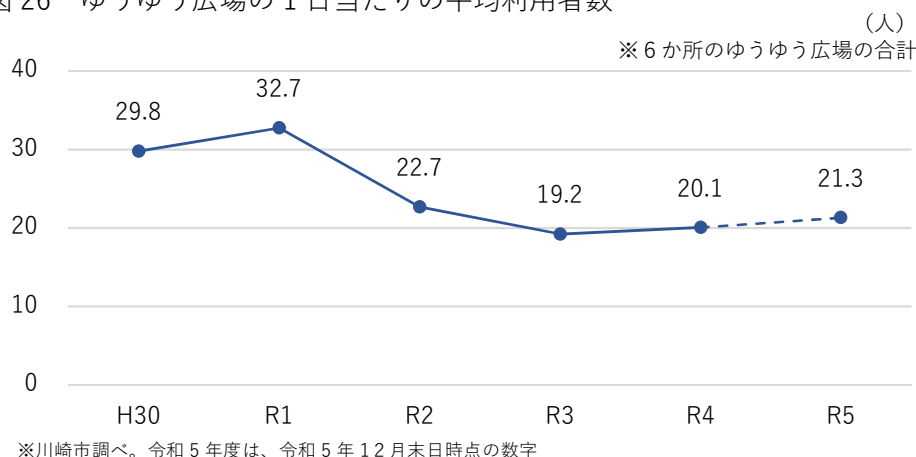
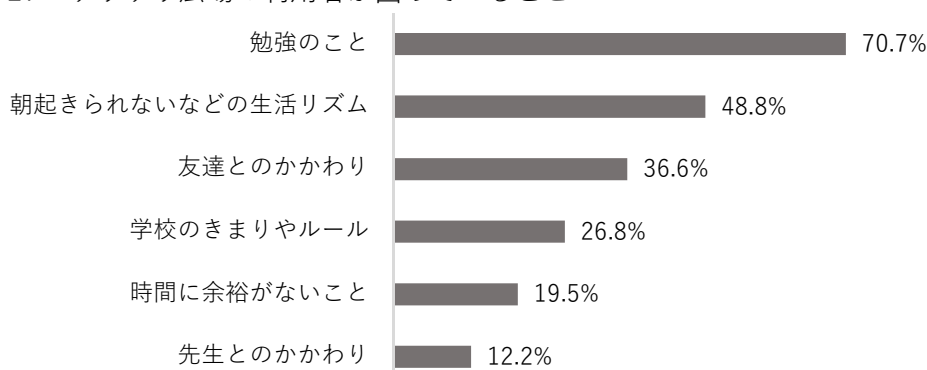


図 27 ゆうゆう広場の利用者が困っていること



※資料：「アンケート」からゆうゆう広場利用者の回答を抜粋して作成

イ ICTを活用した支援

取組内容

「かわさきGIGAスクール構想」¹⁵により、令和3年度から1人1台端末（以下「GIGA端末」という。）が整備され、学校教育においてICTの活用が進む中、家の外に出ることができないなど、学校や社会とつながりにくい不登校児童生徒への支援においてもICTの活用が広がっています。

現在、児童生徒やその保護者の希望により、GIGA端末を家庭へ持ち帰り、クラウドを利用した課題等の送受信や学習アプリを活用した補習的な学習、オンラインでの面談等を実施しています。

また、不登校児童生徒に向けたオンライン授業配信を、各学校の実態に応じて実施しています。

¹⁵ 「GIGAスクール構想」とは、Society5.0時代に生きる子どもたちの未来を見据え、1人1台端末（PCやタブレット）及び学校の高速大容量の通信ネットワーク（校内無線LAN）を一体的に整備することにより、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現していこうとする国の取組であり、「かわさきGIGAスクール構想」とは、同取組における本市の取組のこと。

さらに、令和4年度から、オンライン学習システムのアカウントを整備し、利用を希望する不登校傾向にある全ての児童生徒が利用することができる環境を整えるなど、ICTの活用を進めています。

課 題

現在、オンラインによる授業配信等については、各学校の実態に応じて実施していますが、教職員のスキルが学校によって異なる等の課題があり、一部の学校においては負担が大きくなっています。

また、不登校児童生徒の中には、一人で継続的にICTを活用した学習を行うことが難しい児童生徒や、学習すること自体に興味を持つことができない児童生徒がいますが、これらの児童生徒においても、ICTを活用しながら学習が進められるよう、適切な支援が求められています。

自宅等においてICTを活用した学習活動を行った際、国の示す要件¹⁶を満たした場合、可能な限り出席扱いや成績評価に反映することが望ましいとされていますが、一人ひとりの学習状況を各学校で把握することが難しい場合があります。今後、ICTを活用して学習した際の学習状況について、適切に把握していく必要があります。

さらに、自宅に引きこもりがちな不登校児童生徒に対して、ICTを活用し、人と交流する機会や気軽に相談できる機会を確保する取組等について、検討を進める必要があります。

ウ 教育相談センター相談室

取組内容

教育相談センターでは、市内2か所(塚越・溝口)に心理の専門家である心理臨床相談員をそれぞれ配置した相談室を設置し、不登校や心理面、情緒面を主訴とする相談を実施しています。

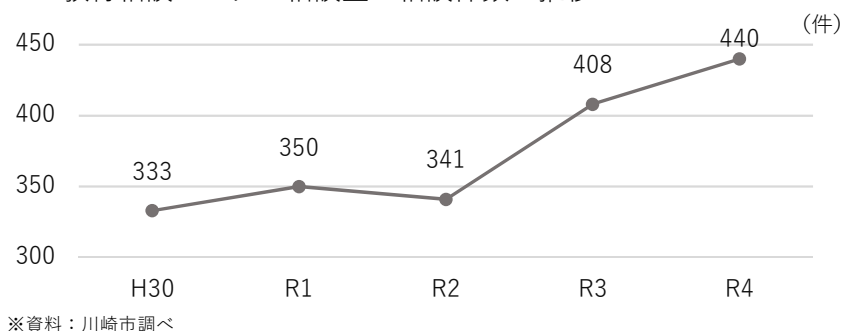
相談内容は不登校に関するものが8割以上であり¹⁷、不登校児童生徒数の増加に伴い、相談件数が増加傾向にあります(図28)。

また、家に引きこもりがちな不登校児童生徒に対しては、不登校児童生徒への支援の経験が豊富な不登校家庭訪問相談員が家庭に出向き、一人ひとりの状況に応じた相談活動を実施しています。

¹⁶ 文部科学省(令和元年10月)『「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて』

¹⁷ 令和4年度の教育相談センター相談室における新規来所面接相談のうち82.9%が不登校に関する相談

図 28 教育相談センター相談室の相談件数の推移



課 題

相談件数の増加や主訴の背景・要因の多様化・複雑化により、1つの案件が解決・改善し相談を終結するまでの日数が長期化しているため、新たな案件に対して、定期的に相談を始めるまでの待機日数が長くなっています。令和5年度には、心理臨床相談員を2名増員して体制充実を図ったことにより、待機日数の削減に一定の効果が見られていますが、引き続き、待機日数の削減に向けた取組を進める必要があります。

また、福祉や医療等の支援が必要な場合、相談室から他の機関へのリファ—¹⁸等を行うことが重要となりますが、関係機関との連携が十分ではなく、速やかにリファ—等を行うことができないケースがあります。

さらに、複雑で多様な背景を持つ不登校児童生徒を適切に支援していくために、心理臨床相談員の資質・能力を育成していく必要があります。

エ 福祉や医療等の相談・支援機関と連携した支援

取組内容

不登校の要因や背景の多様化・複雑化に伴い、学校及び教育委員会と福祉や医療等の相談・支援機関が連携して対応すべきケースが増加しています。

各学校では、各区に配置されたスクールソーシャルワーカーや各区・教育担当等と連携を図りながら、それぞれの状況に応じて、福祉や医療等の相談・支援機関へつなぐなどの対応を行っています。

また、不登校対策の情報交換やそれぞれの取組内容の共有等を目的として、児童相談所や発達相談支援センターなどの庁内関係部署やNPO等が参加する「不登校対策連絡会議」を年2回開催しています。

¹⁸ 他の適切な専門家に相談者を紹介すること。

課 題

不登校児童生徒本人だけでなく、その保護者においても、それぞれの状況に応じて、福祉や医療などの相談・支援機関から適切な支援を受けることは、極めて重要となります。

「川崎市問題行動等調査」によれば、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は増加しており（図9）、誰一人取り残さない支援を進めていくためには、今後、不登校児童生徒一人ひとりの状況を適切に把握しながら取組を進めていく必要があります。

また、不登校児童生徒の社会的な自立に向けた支援を切れ目なく行うためには、学校及び教育委員会のみでの対応では十分ではないケースも多くあり、今まで以上に、それぞれの役割を明確化しながら、福祉や医療等の相談・支援機関と緊密な連携体制を構築することが求められています。

さらに、小学校低学年での不登校児童が急増していることから、小学校入学後、速やかに適切な支援が実施できるよう、幼稚園や保育所等の関係機関と学校及び教育委員会とが連携し、切れ目ない支援を行う必要があります。

オ フリースクール等民間団体と連携した取組

取組内容

市内には、フリースクールやNPO、不登校児童生徒の親の会（以下「親の会」という。）など、様々な形で不登校児童生徒を支援している民間団体があります。

毎年9月に「不登校相談会・進路情報説明会」を開催し、「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」¹⁹に参加しているフリースクール等と連携し、進路に関する情報提供や個別相談、不登校経験者と保護者による座談会を行っています。

また、親の会等の民間団体とは、適宜、情報共有を行うとともに、団体が作成したリーフレット等を、学校を通じて保護者に配付するなど、連携を進めているところです。

課 題

フリースクール等の民間の学びの場や、NPO や「親の会」等の民間の支援団体などの情報が一元化されておらず、それらの情報を必要としている不

¹⁹ 神奈川県において、不登校児童・生徒のために居場所作りを進めるフリースクールやフリースペース等と、学校や教育関係機関との連携・協働を推進するために設置された協議会のことをいう。

登校児童生徒及びその保護者に十分伝わっていない状況があります。今後、これらの情報を必要とする児童生徒等が速やかに情報を得られるような仕組みが求められます。

また、フリースクールで学ぶ不登校児童生徒が、連続した学習となるよう、学校とフリースクールとの更なる連携が必要です。

さらに、保護者への支援についても、親の会とも連携し、支援ニーズを把握した上で取組を進める必要があります。

カ その他

学びの多様化学校²⁰（いわゆる不登校特例校）については、国の「教育振興基本計画」²¹において、各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置をめざすとされています。

学びの多様化学校を設置している先行自治体では、授業時数を軽減した教育課程の編成や習熟度別学習等における指導上の工夫、児童生徒の状況に応じた教育環境の整備等により、在籍校に通えなかった多くの子どもたちが学びの多様化学校には登校できるなどの効果が見られています。

本市においても、他自治体の取組を踏まえて、学びの多様化学校の設置について検討を進める必要があります。

また、子どもの居場所づくりの検討など、不登校対策と関連のある施策の進捗も踏まえ、関係部局と連携し、総合的な不登校対策に向けた検討が求められています。

²⁰ 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条の規定に基づき（第79条（中学校）、第79条の6（義務教育学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）において準用）、学校を指定し、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校のことをいう。

²¹ 「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）において、「不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けて、不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進め、将来的には、不登校特例校への通学を希望する児童生徒が居住地によらずアクセスできるよう、分教室型も含め、全国で300校の設置を目指す」とされている。

第3章 不登校対策の基本的な考え方

1 基本方針

「かわさき教育プラン」の基本理念である「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」を踏まえ、本市における今後の不登校対策を推進していく上での基本的な考え方として、次に掲げるとおり「基本方針」を定めます。

基本方針

- ◆ 全ての子どもたちの思いを尊重し、一人ひとりに寄り添った取組を推進します。
- ◆ 子どもたちのニーズを踏まえた多様な学びの場を確保し、社会的自立を後押しします。

2 取組の方向性

「基本方針」を踏まえ、今後の本市のめざすべき姿として、3つの方向性を定めるとともに、その実現に向けて、12の取組を進めます（表7）。

表7 取組の方向性の体系図

方向性	取組
方向性1 「チーム学校」による 校内支援の充実	取組1 <u>誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進</u>
	取組2 <u>「かわさき共生＊共育プログラム」の充実</u>
	取組3 <u>学校における教育相談力の強化</u>
	取組4 <u>別室指導の充実</u>
	取組5 <u>高等学校等における不登校対策の充実</u>

方向性	取組
方向性 2 多様な教育機会の確保	取組 6 <u>ゆうゆう広場の機能改変</u> 取組 7 <u>I C Tを活用した学習支援等の充実</u> 取組 8 <u>学びの多様化学校の設置の検討</u>
方向性 3 関係機関との連携強化	取組 9 <u>教育相談センター相談室の取組の充実</u> 取組 10 <u>専門の相談・支援機関との連携強化</u> 取組 11 <u>親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築</u> 取組 12 <u>関係機関と連携した取組の実施</u>

（１）「チーム学校」による校内支援の充実

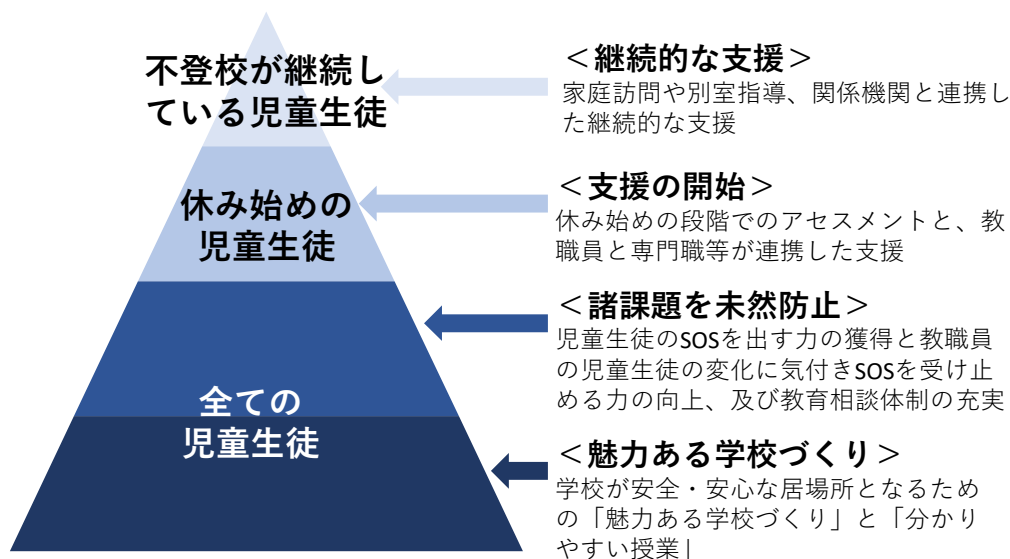
「チーム学校」による校内支援を充実させ、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりや、不登校の早期発見・早期支援を強化します。

不登校対策においては、未然防止及び早期発見・早期支援の取組が重要であり、そのためには、図 29 のとおり、児童生徒の状態に応じた支援を「チーム学校」として行う必要があります。

未然防止に向けては、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進や「かわさき共生＊共育プログラム」の更なる充実を進めることで、全ての児童生徒が安心して日々の学校生活を送ることができる環境を整えます。

また、早期発見・早期支援に向けては、全ての教職員が児童生徒の思いを尊重した上で、専門職と連携・協働しながら、一人ひとりに寄り添った支援を行えるよう、校内支援の充実に向けた取組を進めます。

図 29 児童生徒の状態別の支援イメージ



資料：文部科学省「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）における「不登校対応の重層的支援構造」を参考に作成

取組1 誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりの推進

全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、「魅力ある学校づくり」「魅力ある学級づくり」に向けた取組を進めます。

【具体的な取組例】

- 児童生徒の自己肯定感と自己有用感が高まるよう、授業の工夫・改善により、全ての児童生徒が「分かる授業づくり」を進めます。
- 全ての教職員及び学校関係者が「教育機会確保法」の趣旨を理解するよう、パンフレット等により改めて周知をするとともに、各学校においては、児童生徒一人ひとりとの信頼関係構築に努めます。
- 教職員が児童生徒一人ひとりにしっかり向き合えるよう、教職員の働き方・仕事の進め方改革を着実に推進します。

取組2 「かわさき共生＊共育プログラム」の充実

児童生徒の社会性の育成や人間関係づくりの促進に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」のエクササイズの充実や効果測定の有効活用など取組の充実を図ります。

【具体的な取組例】

- 社会環境の変化や児童生徒の発達段階に的確に対応できるよう、必要に応じて、エクササイズの見直しや開発を行います。
- 「かわさき共生＊共育プログラム」の手法を全ての教職員が理解し、児童生徒の実態や発達段階に応じて適切かつ系統的・計画的に指導することができるよう、研修の充実を図ります。
- 効果測定の有効な活用方法を調査・研究し、好事例を全ての学校に展開します。

取組3 学校における教育相談力の強化

学校全体で不登校児童生徒を支援するため、児童生徒の発達段階や不登校に関する教職員の理解を深めるとともに、「チーム学校」として、専門職と連携を図りながら、学校における教育相談力を強化します。

【具体的な取組例】

- 教職員が児童生徒との日常的な関わりの中で、児童生徒の小さな変化に気づき、S O Sを受け止めることができるよう、教職員研修の充実を図ります。
- 「チーム学校」として、支援教育コーディネーターが中心となり、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等の専門職と連携し、不登校児童生徒一人ひとりに対して丁寧なアセスメントを行い、それぞれに応じた支援を計画的に実施します。
- 不登校児童生徒一人ひとりの支援の計画について、個人情報保護等に留意しながら、必要な関係機関と共有するとともに、進級・進学時にも活用し、適切な引継ぎを行います。
- 引き続き、スクールカウンセラーの適切な配置を進めるとともに、スクールカウンセラーを有効に活用するためのガイドラインを作成します。

取組4 別室指導の充実

これまで各学校で行っていた別室指導について、更なる充実に向けた取組を進め、全ての学校において自分の教室に入りづらい児童生徒が、学校の中でいつでも安心して学習や生活ができる環境を整えます。

【具体的な取組例】

- 別室指導を担当する人材を安定的に配置する取組について、モデル実施等を行いながら検討を進めます。
- 別室指導における効果的な指導方法や評価の考え方、また、施設面での工夫の好事例などをガイドラインとして取りまとめ、全ての学校で活用できるようにします。
- 別室指導での学習活動の評価の在り方について、課題等を整理し、適切に評価が行えるよう検討を進めます。

取組5 高等学校等における不登校対策の充実

高等学校等の段階においても、切れ目なく支援を受けることができるよう、不登校対策の取組の充実を図り、生徒自身が選択した進学先で安心して学び続けることができる環境を整備します。

【具体的な取組例】

- 義務教育段階で不登校を経験した生徒の支援の内容等について、本人の意向や個人情報等の保護等に留意しながら、進学先の高等学校等へ適切に引継ぎ、入学時から丁寧な支援を行います。
- 高等学校等の生徒が、悩みを抱えた時に気軽に相談できるよう、校内外における心理や福祉等の専門の相談窓口について、改めて周知を図ります。

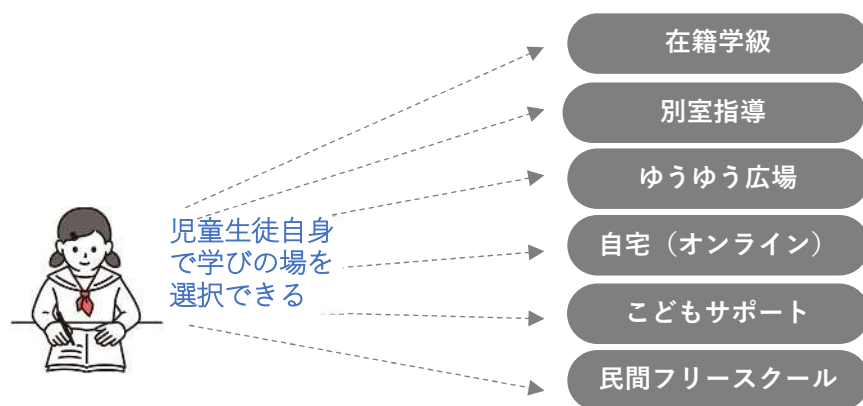
(2) 多様な教育機会の確保

多様な教育機会を確保し、児童生徒自身が主体的に学びの場を選ぶことができる環境を整えます。

不登校児童生徒が、学校以外の場においても、「学びたい」「居場所が欲しい」と思ったときに、多様な選択肢の中から児童生徒それぞれに合った場所や方法を選ぶことができる環境を整えることが必要です（図30）。

ゆうゆう広場の機能改変やICTを活用した学習支援の充実など、多様な教育機会の確保に向けた取組を推進し、全ての不登校児童生徒の社会的自立を後押しします。

図 30 多様な教育機会の確保のイメージ



取組 6 ゆうゆう広場の機能改変

不登校児童生徒の学校以外の学びの場・居場所として、本市の状況や利用者のニーズを踏まえながら、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援が実施できるよう、ゆうゆう広場の機能改変を進めます。

【具体的な取組例】

- 不登校児童生徒の社会的な自立に向けて、これまでの居場所としての機能に加え、基礎学力の定着やコミュニケーション力の育成など、一人ひとりの状態やニーズに応じたプログラムが提供できるよう、モデル実施等を行いながら検討を進めます。
- 庁内関係部局と連携しながら、類似機能・施設との役割分担の調整を進めます。
- 地域の拠点として、在籍校との連携強化や地域の保護者に対する情報発信など、ゆうゆう広場全体の機能の充実に向けた取組を進めます。

取組 7 ICTを活用した学習支援等の充実

G I G A 端末の更なる活用を図り、不登校児童生徒がどこにいても社会とつながり、必要な学習や相談等の機会が確保されるよう、ICTを活用した取組の充実を図ります。

【具体的な取組例】

- 教職員が適切にＩＣＴを活用した支援を実施できるよう、教職員研修の充実を図ります。
- 学習のきっかけとなるコンテンツやオンライン授業の配信、また、ＧＩＧＡ端末利用のサポートなど、ＩＣＴを活用した支援を一括して実施する仕組みについて、他都市の事例も参考にしながら検討を進めます。
- ＩＣＴを活用した学習状況を各学校で適切に把握するため、課題を整理し、国の動向も踏まえながら研究を進めます。
- 自宅に引きこもりがちな児童生徒に向け、ＩＣＴを活用した学習や相談のほか、メタバースを活用した人との交流機会の確保など、社会とつながることができる新たな取組について検討を進めます。

取組 8 学びの多様化学校の設置の検討

不登校児童生徒の実態に即した柔軟な指導・支援等を行うことができる学びの多様化学校について、他の自治体では様々な手法で設置・運営されており、その効果について慎重に見極めることが重要であると考えています。引き続き、設置について検討を進めます。

【具体的な取組例】

- 他の自治体の取組を調査・研究するとともに、モデル実施する別室指導やゆうゆう広場等、他の不登校対策の施策との関連性を踏まえながら、引き続き、設置について検討を進めます。

(3) 関係機関との連携強化

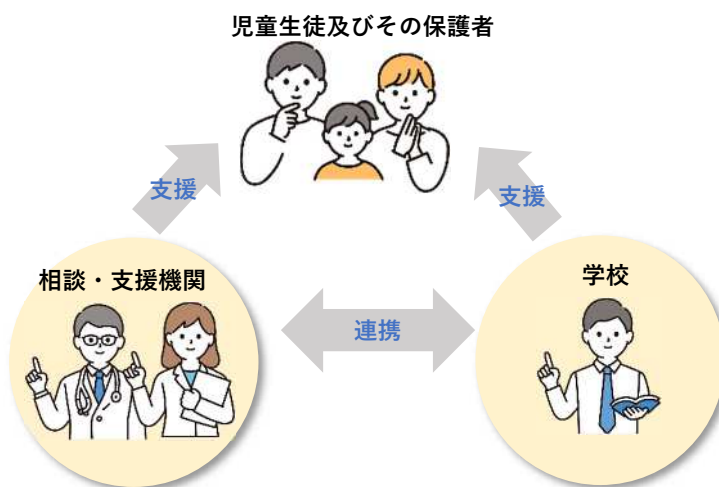
関係機関との連携を強化し、支援を必要とする全ての児童生徒及びその保護者に切れ目のない支援を実施します。

不登校の要因や背景が多様化・複雑化している中で、不登校児童生徒及びその保護者へ適切な支援を行うためには、学校及び教育委員会だけではなく、福祉や医療等の相談・支援機関やフリースクール等の民間団体など、様々な関係機関と連携することが必要です（図 31）。

不登校児童生徒及びその保護者に対して、それぞれの状況に応じた支援が切れ目なく実施できるよう、一人ひとりの状況を把握しながら、専門の相談・支援機関等と学校及び教育委員会とが役割を明確にし、緊密に連携する体制づくりを進めます。

また、親の会やフリースクール等の民間団体とも連携しながら、必要な支援を実施していきます。

図 31 関係機関との連携のイメージ



取組 9 教育相談センター相談室の取組の充実

不登校児童生徒及びその保護者が、心理的・情緒的な面での専門的な相談を必要とした際に、速やかに相談することができる環境を整えるとともに、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行います。

【具体的な取組例】

- 初回相談までの待機日数縮減に向けて、相談室への申込方法の改善や適切な相談終結に向けた取組等を着実に進めます。
- 区・教育担当やスクールソーシャルワーカーとの連携を強化するとともに、必要に応じて、速やかに関係機関へリファーできる体制を構築します。
- 庁内関係部局とも連携しながら、心理臨床相談員の育成方法について検討します。

取組 10 専門の相談・支援機関との連携強化

不登校児童生徒及びその保護者が、それぞれの状況に応じて、切れ目なく必要な支援が受けられるよう、専門の相談・支援機関との連携を強化します。

【具体的な取組例】

- 不登校児童生徒が必要な相談・支援機関とつながっているかなど、一人ひとりの実態を把握し、誰一人取り残さない支援の実施に努めます。
- 適切な支援の実施に向けて、学校と相談・支援機関とがそれぞれの役割を明確にし、更なる連携体制の強化について検討を進めます。
- 未就学段階での支援が小学校入学により途切れることがないよう、区役所及び幼稚園・保育所等と学校との連携について検討します。

取組 11 親の会・フリースクール等との連携・協力体制の構築

不登校児童生徒及びその保護者に対して、親の会やフリースクールなど不登校児童生徒及びその保護者への支援を行っている民間団体と連携・協力しながら、適切な支援ができる体制を構築します。

【具体的な取組例】

- 全ての児童生徒及びその保護者が、不登校に関する様々な情報へ容易にアクセスできるよう、民間団体の情報も含め、分かりやすい情報発信を行います。
- 「神奈川県学校・フリースクール等連携協議会」の取組を更に充実させるとともに、不登校児童生徒の学びが途切れることのないよう、フリースクールと学校及び教育委員会とが連携する仕組みについて検討を進めます。
- 親の会と連携を図りながら、保護者支援の充実に努めます。

取組 12 関係機関と連携した取組の実施

学校やゆうゆう広場だけではなく、社会教育施設など既存の公的な施設を活用した支援や、放課後等の子どもの居場所に関する取組との連携などについて、関係機関と検討を進めます。

【具体的な取組例】

- 不登校児童生徒の社会的自立に向けて、社会教育施設を活用した取組の実施について検討を進めます。
- 「放課後等の子どもの居場所づくり施策」と連携を図り、不登校児童生徒の居場所づくりの検討を進めます。

不登校対策の充実に向けた指針

令和6（2024）年7月

川崎市教育委員会事務局学校教育部支援教育課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-1302

FAX 044-200-2853

e-mail 88sien@city.kawasaki.jp